

都道府県医療審議会根拠法令

医療法

(都道府県医療審議会)

第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令

(都道府県医療審議会)

第5条の16 医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある

者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を

置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条にまでに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

《医療審議会の権限に属させられた調査審議事項》

医療法	第4条第2項	地域医療支援病院の承認
	第7条第3項	病床の設置、増床の許可が不要なものとして、地域包括ケアの構築または地域で良質かつ適切な医療の提供のために必要な診療所であることの認定
	第7条の2第5項	公的医療機関等である病院の開設、増床、変更の許可の制限、公的医療機関等である診療所の病床の設置、増床の許可の制限、公的医療機関等に対する病床数削減の命令
	第7条の3	地域医療構想に定める将来の必要病床数を超える場合における公的医療機関等である病院、有床診療所の開設、増床の不許可
	第23条の2	病院または療養病床を有する診療所に対する人員増員または業務停止命令
	第27条の2	病院開設許可にあたり地域医療構想達成推進のために付された条件に従わない場合の勧告・措置命令
	第29条第6項	地域医療支援病院の承認の取消し
	第30条の4第17項	医療計画に対する意見
	第30条の11	病院、診療所の開設、増床、変更に対する勧告
	第30条の12	病院の開設、増床、変更の許可の制限、診療所の病床の設置、増床の許可の制限、公的医療機関等に対する病床数削減の要請・勧告
	第30条の15第6項	公的医療機関等に対する病床機能報告に係る措置命令
	第30条の15第7項	公的医療機関等以外の医療機関に対する病床機能報告に係る要請
	第30条の16	地域医療構想達成推進のために必要な事項に係る医療機関に対する指示・要請
	第30条の17	前2条の規定による要請に係る措置を取らない場合の勧告
	第42条の2第2項	社会医療法人の認定
	第42条の3第3項	社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る実施計画の認定
	第45条第2項	医療法人の設立認可
	第46条の6第1項	医療法人の医師または歯科医師でない理事長の認可
	第55条第7項	医療法人の解散認可
	第58条の2第5項	医療法人の吸収合併認可
	第59条の2	医療法人の新設合併認可
	第60条の3第5項	医療法人の吸収分割認可
	第61条の3	医療法人の新設分割認可
	第64条第3項	医療法人の法令等の違反に対する措置
	第64条の2第2項	社会医療法人の認定の取消し
	第66条第2項	医療法人の設立認可の取消し
	第70条の3第2項	地域医療連携推進法人の認定
	第70条の8第5項	地域医療連携推進法人による病院等の開設等に係る確認
	第70条の18第2項	地域医療連携推進法人の定款変更認可
	第70条の19第2項	地域医療連携推進法人の代表理事の選定および解職の認可
	第70条の21第3項	医療連携推進認定の取消し